

## ～高等職業訓練促進給付金等事業のご案内～

高等職業促進訓練給付金等事業とは、ひとり親家庭の親が就職に有利な資格取得をするために養成機関を修行している場合に、就業期間中の生活費の負担を軽減するために生活費を支給する制度です。就業期間の終了後、修了支援給付金を支給する制度もあります。

### 対象者

伊豆市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、次のすべての条件を満たす方

- ① 20歳未満の児童を養育していること
- ② 児童扶養手当を受給している又は同様の所得水準であること
- ③ 対象講座を受講することが適職に就くために必要であると認められること
- ④ 1年以上の養成期間で一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること

※ただし、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6ヵ月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）

- ⑤ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ⑥ これまで高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと

※求職者支援制度の職業訓練受講給付金や雇用保険法の訓練延長給付及び教育訓練支援給付金など、この給付金と趣旨を同じくする給付を受ける場合は、対象となりません。

### 対象資格

- ・看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士
- ・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師 ※その他市長が認める資格

※令和3～4年度内に修行を開始する場合に限り、訓練期間・対象資格が拡充されました。

- ・雇用保険制度の専門実践教育訓練給付の指定講座又は特定一般教育訓練給付の指定講座、若しくは、一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る。）

（資格例）美容師、社会福祉士、税理士、栄養士、Webクリエイター能力認定試験 等

- ・原則、通学又はオンライン学習が対象で、通信制の講座は対象となりません。
- ・対象講座については、厚生労働省ホームページの「教育訓練講座検索システム」で確認することが出来ます。

[https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T\\_M\\_kensaku](https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_M_kensaku)

### 支給期間

申請された月以降の修行期間の全期間（上限4年）

※高等職業訓練促進給付金の支給を受け准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師資格を取得するために養成機関で修行する場合は、通算で上限4年支給します。

### 支給金額

	訓練促進給付金（月額）	修了支援給付金
住民税 非課税世帯	100,000円	50,000円
住民税 課税世帯	70,500円	25,000円

※訓練促進給付金について、修行期間の最後の1年間は月額40,000円増額となります。

※課税、非課税の区分は、本人及び同居親族の前年中の所得（1月～7月分は前々年中の所得）に基づいて判定します。

〈問い合わせ先〉 伊豆市子育て支援課  
電話 0558-72-9864  
平日 8:30～17:15

## 手続きの流れ

### 事前相談

支給を希望される方は、申請の前に事前相談が必要です。入学前に、窓口で事前相談をおこなってください。生活状況等を含めた対象資格の取得見込など、支給の必要性について面談をおこないます。

### 申請

支給の必要性が認められた方は、入学後速やかに必要書類を提出してください。ただし、公簿等によって確認できる場合は、省略することができます。

- ・母又は父に係る児童扶養手当証書の写し、年金証書等
- ・母又は父およびその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員（同一生計を営む者で別世帯登録者を含む）の住民票の写し（続柄記載）
- ・世帯全員（同一生計を営む者で別世帯登録者を含む）の前年（1月～7月までの間に申請する場合には前々年）の所得課税証明書
- ・世帯全員（同一生計を営む者で別世帯登録者を含む）のマイナンバーのわかるもの
- ・金融講座の通帳又はキャッシュカードの写し
- ・養成機関の長が証明する在籍を証明する入校又は入所証明書
- ・養成機関のパンフレット等（修業年限、取得必要単位等の判明するもの等）

### 審査

事前相談と申請書類に基づいて審査を行います。  
支給決定された方には、支給決定通知書を送付します。

### 修業期間中

- ・四半期ごとに出席状況報告書を提出していただきます。
- ・進級の際は、単位取得を証明する書類を提出していただきます。
- ・8月分からの支給額は、7月に最新年度の課税状況の確認を行い決定します。

#### <注意事項>

- ・養成機関に1日も出席しなかった場合は、給付金が支給されません。（夏季休暇等で出席する必要がない場合を除く）
- ・申請時の内容に変更があった場合は子育て支援課へご連絡ください。

### 修業期間終了後

修了日の翌日から30日以内に、高等職業緒訓練修了支援給付金の支給申請をしていただきます。